

報告第1号

市長の専決処分事項の報告について

損害賠償の額の決定及び和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成26年2月28日提出

大田原市長 津久井 富雄

専決第1号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

平成26年1月22日

大田原市長 津久井 富雄

損害賠償の額の決定及び和解について

平成25年9月17日の強風により、大田原市実取803番地先 認定外水路敷地内で発生した倒木によるフェンス及びキュービクルの損壊事故について、当該事故による損害賠償の額を次のとおり決定し和解する。

記

1 損害賠償額 906,150円

2 和解の内容

(1)大田原市は、相手方に対し損害賠償額906,150円を支払う。

(2)各当事者は、互いにこのほかの請求権を放棄し、前項に定める以外の請求はしない。

3 相手方の所在地及び団体の名称並びに代表者

所在地

団体の名称並びに代表者